

平成31年2月14日

お客さま各位

杜の都信用金庫

キャッシュカードによるお取引の一部利用制限について

～詐欺被害からお客さまをお守りするために～

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、ご年配のお客さまを狙ってキャッシュカードを騙し取り、預金を引き出す等の詐欺被害が急増しております。

当金庫では、こうした詐欺被害を未然に防ぐ対応として、下記のとおり、キャッシュカードを利用したお取引を一部利用制限させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

当金庫キャッシュカードを保有する満70歳以上のお客さまのうち、当金庫ATMで3年以上キャッシュカードによる現金出金や振込のご利用をされていない個人のお客さま

2. 対応内容

- (1) ATMの現金出金限度額を「0（ゼロ）円」に設定させていただきますので、**キャッシュカードによるATMでの出金取引ができなくなります。**
- (2) ATMの振込限度額を「0（ゼロ）円」に設定させていただきますので、**キャッシュカードによるATMでの振込取引ができなくなります。**

3. 開始時期

- ◆現金出金の利用制限 平成31年2月20日（水）
- ◆振込の利用制限 平成29年2月1日（水）より実施済み

4. 対象のお客さまが、キャッシュカードによるATMでの「お取引制限解除」を希望される場合、平日の営業時間内に当金庫窓口へ「ご本人確認書類（運転免許証等）」・「ご通帳またはキャッシュカード」・「口座お届け印」をご持参のうえ、お申し出ください。
なお、キャッシュカードによる「お預入れ」は従来どおりお取扱いが可能です。

以上